



# 社会運動史研究の一視点：法と社会の視点から（二〇二一年度 シンポジウム報告要旨）

吉川，圭太

---

(Citation)

神戸大学史学年報, 38:34\*-36\*

(Issue Date)

2023-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100485246>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485246>



## 社会運動史研究の一視点 —法と社会の視点から—

吉川 圭太

本報告では、戦前日本の社会運動を在野法曹（弁護士）の諸活動との関わりから検討する私の研究について紹介し、近年における運動史研究および法社会・法曹史をめぐる研究動向を整理し、自身の研究の位置と課題を示した。

周知のとおり、運動史研究は戦後歴史学の中核に位置してきたが、戦後歴史学批判や国民国家論のなかで 1990 年代には歴史学における運動史への関心の低下、運動史研究の低迷が生じた。運動史研究については、すでに須田努氏・成田龍一氏らの整理があるので、ここでは詳細を省くが、私の研究との関わりに限定すれば、概して争議や運動の「当事者」たる労働者・農民あるいは運動家を分析対象とした旧来の運動史では、「階級対立」に還元されない様々な主体の関与が捨象されがちであった。これに対し、1970 年代後半以降、人民闘争史に対する批判を踏まえた運動史の方法的再検討がはかられ、個別争議の実証研究や担い手の階層分析が進み、80 年代には運動を支配・統合との関係で考察する安田浩・林宥一・大門正克各氏らによる統合論的アプローチがその後の戦間期研究へ影響を与えた。これらを通して、多様な運動や主体へと対象が広がり、地域政治やファシズム論と運動の関係が問われることとなった。ただし、戦前社会運動の一つの特質は、争議後あるいは争議と同時並行で刑事・民事裁判を抱え込んだ点にある。一つの社会的事件や争議で完結するのではなく、運動経験は法や裁判をめぐる多様かつ長期の関係のなかで取り結ばれるのである。しかしながら、運動と裁判の関係、救援のあり方、法的支援者たる弁護士層の法理論などを組み込んだ検討は、運動史研究においても十分になされてきたとはいえない。

一方、法曹史や法史に関する研究では、1990 年代以降、法と社会を媒介する存在として法律家（アカデミズムの法学者や実務法曹を含む広い範疇）を再定義し、第一次大戦後の法体制再編におけるその法思想・理論と実践を

検討する研究が現れた。社会構造の変動と国際的潮流のなか、近代法秩序の実質化と「現代法」化の二重の課題に直面することとなった第一次大戦後の法状況において、労働者・農民をはじめとする諸階層の権利要求を法律家がいかにすくい上げ、どのような論拠によって法的に表現しようとしたのかが問われることとなった。

こうした研究史の動向や課題を踏まえ、私が在野法曹の思想や運動関与を研究テーマに設定したのは、大学院に入ってからであった。第一次大戦後の社会問題や社会的紛争にコミットした弁護士層（私はこれを広く「社会派弁護士」と規定している）の思想・行動を通して、近代の社会運動を人権・社会的権利をめぐる権利運動として捉え直すことが現在に至るまでの研究課題である。主たる研究対象は弁護士・布施辰治（1880-1953）と、社会派弁護士の緩やかなネットワークとして結成された自由法曹団（1921年結成）である。戦前・戦後の社会的事件や運動に幅広く関わった布施については、伝記・評伝はあるものの、近現代史の研究史上に位置づけられてきたとはいいい難い。その要因の一つは、実践家としての思想のとらえづらさにあると言ってもよく、特定の理論体系で論じることのできない思想を、法廷内外での諸活動との関わりを通して検討することが本研究に着手した当初の課題だった。

本報告では、1920年代における布施辰治の思想形成と自由法曹団の諸活動について、社会運動ならびに在野法曹界の再編との関係から述べた。その上で1920年代後半以降の普通選挙法—治安維持法体制のもと、無産政党運動と大衆運動が分裂状況にある中で、布施がこだわった合法的な法的実践（法律闘争論）がいかなる歴史的位罫にあったかを論じ、それが労働者・農民らの具体的要求に根差した自律的な権利運動に重きをおく、社会内部から法規範の創造を模索する永続的な営為であったことを指摘した。現在は、法律闘争論の地域社会での具体的展開と人的ネットワークの検討と、「転向」問題とも関わる戦時・戦後にかけての布施の言行について彼が注力した土地問題（特に入会権問題）との関係から検討することを課題としている。

2000年代以降、新自由主義・経済グローバリズムを背景に、人びとの「生存」を支える拠点や社会関係を捉え直す「生存の歴史学」が提起されるとともに、運動史研究においては戦後運動史を中心に活発化している。そこでは戦後民主主義との関連で、市民運動の拡がりや歴史的具体的に分析する必要性や、労働運動・革新運動の「市民的側面」の再検討が提起されており、

地域社会・国際社会・メディア・文化などとの関係から多面的・構造的に運動を把握すべきことが指摘されている。また近年では、法史の側でも、地域社会で活動する弁護士に関する実証研究が出される一方で、弁護士資格をもたず法的案件に介在する「非弁護士」に着目した研究が現れ、「非弁護士」の多様な存在が地域社会の法的ニーズの受け皿になっていたことが指摘された。この点は、運動史において地域の争議関係者・在地活動家ら非法律家と弁護士との関係を問う点で重要な論点である。さらに2010年代以降、比較法史学では「近代＝裁判優位」観の相対化が提起されている。紛争解決手段の「頂点」としての裁判という捉え方に対し、その水面下にある多様な紛争処理のあり方（「前段の司法」）とその担い手（非法律家）へと研究の対象と視野が拡大し、法と社会をめぐる地域社会の多様な実相が明らかにされつつある。

これらの近年の研究動向を踏まえ、自身の研究に引きつけて言えば、法曹の思想史的検討や運動との関係の局面のみならず、地域社会との関係や多様な担い手へ視野を広げ、各運動の過程・構造を精緻に検討し、「人権」「自由」をめぐる権利運動を再構成することが今後の大きな課題である。なお、報告では私が現在進めている現代資料論と戦後運動史についても論及したが、紙幅の関係で割愛する。